

令和7年度(2025年度) 償却資産(固定資産税)申告の手引き



日頃より、本市の税務事務にご協力いただきありがとうございます。

豊中市内に償却資産(事業用資産)をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。(地方税法第383条)

つきましては、申告書類一式を送付しますので、必要事項を記入し、必ずご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

申告書の提出期限は令和7年(2025年)1月31日(金)です。

- 償却資産申告書の提出先は豊中市固定資産税課償却資産担当です(住所は裏表紙に記載)。なお、各出張所での受付はできません。
- 償却資産申告書の提出は窓口が混雑しますので、郵送又は地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)の利用にご協力をお願いします(裏表紙参照)。
- 所有する資産が免税点未満の場合でも、申告してください。また、該当資産なしの場合でも、申告書の備考欄にその旨を記入してください。
- 事業所の転出、休業・廃業などについてもその旨を記入してください。
- 受付後の申告書控用「副」の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 「償却資産(固定資産税)申告の手引き」「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」「種類別明細書」「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」などの各種様式は豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi5/shokyaku.html>)からダウンロードすることができます。



豊中市 償却資産申告書

検索

- 申告書類一式に同封している「令和7年度償却資産種類別明細書」には、本市で登録している課税台帳の資産明細から算出した令和7年度の資産の評価額などを記載しています。取得年月や耐用年数など、記載内容に誤りがありましたら、お知らせください。

【目次】

1. 償却資産について……………P. 1～2
2. 申告について……………P. 3～4
3. 償却資産の評価と課税について……P. 5～6
4. 申告書などの記入方法……………P. 6～10

豊中市

1 償却資産について

① 償却資産とは

固定資産税の課税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これらに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されるものを含む）をいいます。

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は利益を得ることを目的とすることを必要としません。

※「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

② 償却資産の種類とその例

申告していただく資産は次のとおりです。なお、下記の資産は一例ですので、これ以外にも所有している資産があれば申告してください。

資産の種類		例
構 築 物	構 築 物	広告塔、煙突、外灯、外構工事(門、舗装、植栽など)、駐車設備など
	建物附属設備	電気設備、給排水設備、空調・冷暖房設備、消火設備、内部造作(店舗内装設備)など ※㊦建築設備における家屋と償却資産の区分(次項)を参照
機 械 及 び 装 置		機械式駐車場設備、印刷設備、化学装置、金属加工設備、土木建設機械(道路運送車両法に規定する分類番号「0」「00～09」「000～099」の大型特殊車両を含む)など
航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車 両 及 び 運 搬 具		道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9」「90～99及び900～999」の車両)、農耕作業用自動車(最高速度が毎時35km以上のもの)、荷車、各種運搬具など ※自動車税、軽自動車税の対象になるものは除く
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		パソコン、LAN設備、家具(机、応接セット、陳列ケースなど)、冷凍・冷蔵庫、ガス機器、テレビなど映像音響機器、自動販売機、コピー機、医療用機器、娯楽・スポーツ器具、看板、金庫、鑑賞用・興行用の生物など

③ 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいい、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。次表では代表的なものを例示しています。家屋と設備の所有者が同じ場合の参考としてください。

設備の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式・配電盤(配線を含む)	屋内照明設備、 分電盤
	予 備 電 源 設 備	発電機設備、蓄電池設備(配線を含む)	
	電 力 引 込 設 備	引込開閉器盤及び屋外配線	
	中央監視制御装置	装置一式(配線を含む)	
	電 灯 照 明 設 備	屋外照明設備	配線
	電 話 設 備	電話機、交換機などの装置・機器類	
	電 気 時 計 設 備	親時計、埋込式以外の子時計、 配電盤などの装置・機器類	
	拡 声 装 置 設 備	マイクロホン、埋込式以外のスピーカー、 アンプなどの装置・機器類	
火 災 報 知 設 備		屋外の設備	屋内の設備

(前ページ表のつづき)

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む)、 屋外設備、引込設備	高架水槽、圧力水槽
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む)、 屋外設備	左記以外の設備
焼却設備	焼却炉、煙突及び煙道	ダストシュート
空調設備	ルームエアコン、送風機	家屋と一体の設備一式(埋め込み式など)
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式、 寮・病院などの厨房設備	サービス設備以外の設備
洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式	サービス設備以外の設備
運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター
公衆浴場設備	温水器、ろ過器などの装置、ボイラー及び これらの附属機器(配管類を含む)、煙突	浴槽設備
医療用機器設備	医療用設備・機器	ナースコール
機械式駐車設備	設備一式(ターンテーブルを含む)	自動車管制装置
その他特殊設備	スクリーン、場内無線設備、 取外しの容易な簡易間仕切りなど	舞台、自動扉、鉄骨などの非常階段、 避雷設備など

注意 家屋の所有者と異なる方(テナント)が貸ビル・貸店舗などに施工した内装・造作及び建築設備などについては、償却資産として取り扱います。

4 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる資産を業種別に例示しますと、次のとおりになります。

事務所(共通)	パソコン、コピー機、テレビ、看板、ネオンサイン、案内板、レジスター、応接セット、ロッカー、金庫、 エアコン、自動販売機、内部造作、簡易間仕切り、舗装路面、駐車場設備など
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵庫を含む)、日除けなど
工場・作業所	受変電設備、製造設備、給排水設備、旋盤、ボール盤、梱包機、大型特殊自動車、福利厚生設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車、発電機など
喫茶・飲食店	厨房設備、テーブル・椅子、冷凍・冷蔵庫、室内装飾品、カラオケ機器など
理容・美容店	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療機器(X線装置、CTスキャンなど)、消毒殺菌用設備など
リハビリ・ 介護施設	機能回復訓練機器、ベッド、特殊浴槽、ストレッチャー、厨房設備、温冷配膳車、 食器消毒保管庫、娯楽設備など
不動産賃貸業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設などの外構工事、集合郵便受、消火設備、 屋外の給排水設備、駐車場などの舗装・機械設備など
駐車場業	受変電設備、屋外照明などの電気設備、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、 駐車料金自動計算装置、舗装路面など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンクなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ミシン、ビニール梱包装置など
浴場業	煙突、温水器、ろ過機、ボイラー、ポンプ、コインランドリー設備など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、人工芝、集球設備、ボール自動貸出機など
ホテル・旅館業	客室設備(寝台、家具、テレビなど)、厨房設備、洗濯設備、放送設備など

2 申告について

1 申告していただく方

令和7年度償却資産申告書などを提出していただく方は、令和7年1月1日現在事業のために用いることができる償却資産を所有している方です。また、次の方々も申告が必要になります。

- ①償却資産をほかに貸している方
- ②割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ③償却資産の所有者が分からない場合は、使用されている方
- ④償却資産を共有でお持ちの方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただく必要があります)

2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和7年1月1日現在において、**事業のために用いることができる償却資産**で、次の①～⑩のいずれかに該当するものです。

なお、国税とは取扱いが異なりますのでご注意ください。(6ページ **7** 国税との取扱いの違いを参照)

①税務会計上で減価償却の対象としている資産

※法人の場合、10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは申告の対象となります。

- ②建設仮勘定で経理している資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ③決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産
- ④簿外資産(会社の帳簿には記載していない資産)であるが、事業の用に供しているもの
- ⑤耐用年数を経過し(減価償却済み)、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- ⑥遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- ⑦美術品などについて、「法人税基本通達7-1-1」などに規定される減価償却資産として取り扱うもの
- ⑧大型特殊自動車(陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当する)
- ⑨賃借人などが取り付けした内装、造作、建築設備などの資産(地方税法第343条第10項及び本市市税条例第60条第7項の規定により、賃借人などが償却資産として申告することになります)
- ⑩事業専用割合が100%ではない資産(事業専用割合にかかわらず、取得価額全額が申告対象となります)

3 申告の対象とならない資産

- ①耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金又は必要経費に算入するもの)
- ②取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ③法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- ④棚卸資産(商品など)
- ⑤無形減価償却資産(ソフトウェア、特許権など)
- ⑥自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車など

! **注意** 中小企業者などが平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得し使用する、**取得価額30万円未満の減価償却資産**については、当該取得の年度で損金又は必要経費に算入することができます。この特例措置は租税特別措置法による国税(法人税・所得税)に関する制度ですので、固定資産税では適用されません。**この特例により損金又は必要経費に算入した資産は償却資産の申告が必要となります。**

早見表

耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産について

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

4 申告方法と提出書類

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年1月2日以降に新規に事業を開始された方 ●今回はじめて申告される方 	令和7年1月1日現在所有されている償却資産を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●償却資産申告書 ●種類別明細書 (増加資産・全資産用)
	●電算処理方式にて申告される方	令和7年1月1日現在所有されている償却資産について、評価額等を算出したうえで申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●償却資産申告書 ●種類別明細書 (増加資産・全資産用)
(増減一般の申込み)	●令和6年度分の申告書を提出された方のうち、資産の増減がある方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●償却資産申告書 ●種類別明細書 (増加資産・全資産用)又は (減少資産用)
	●令和6年度分の申告書を提出された方のうち、資産の増減がない方	増加・減少がない場合、申告書備考欄「2. 資産の増減なし」に○をつけて申告してください。	●償却資産申告書

【実地調査などのご協力のお願い】

地方税法第408条の規定により、申告書受付後に申告内容を確認するため、納税者の方々に備え付けの減価償却明細書や固定資産台帳など、資産内容が分かる書類の写しをご提出いただくことがありますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

正当な理由が無く申告をされなかった場合には、過料を科されることがあります。(地方税法第386条)
 また、虚偽の申告をされた場合には、罰金を科されることがあります。(地方税法第385条)
 申告もれなどの場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで(最大5年を限度)遡及することになります。

3 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価

償却資産の評価方法は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にしています。
資産一品ごとに評価額を算出後、全資産の合計額が決定価格（課税の基礎となる価格）となります。

評価額の算定方法

評価額が取得価額の5%になるまで償却し、評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

取得時期	評価額
令和6年1月2日から令和7年1月1日まで	取得価額×(1-r/2)
令和6年1月1日以前	令和6年度の評価額×(1-r)

※r…耐用年数に応ずる減価率【参考1】(下記)

注意 平成19年度の法人税法などにおける減価償却制度の改定による新定率法(250%定率法)及び残存価額と償却可能限度額の廃止(備忘価額1円)については、固定資産税では適用されません。

【参考1】減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
				15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
								55	0.041	0.979	0.959
								60	0.038	0.981	0.962

2 税額及び免税点

$$\text{固定資産税額 (100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times 1.4\%$$

課税標準額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合計したものです。

ただし、償却資産の課税標準額が150万円(免税点)未満である場合は、固定資産税(償却資産)は課税されません。(課税されない場合は、特に通知しません)

3 課税標準の特例

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、第15条の2及び第15条の3等に規定される一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。新たに特例の対象資産を取得された場合は、「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」に必要事項を記入し、各種添付書類と共に提出してください。詳しくは、豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kotei/gengaku/tokurei.html>)を参照してください。

豊中市 償却資産 特例 検索



4 非課税となる資産

地方税法第348条第2項に規定される一定要件を備えた償却資産は非課税になりますが、申告は必要です。新たに非課税の対象資産を取得された場合は、「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」に必要事項を記入し、各種添付書類と共に提出してください。

5 閲覧制度

自己の償却資産に係る課税内容は、毎年4月1日から固定資産課税台帳の閲覧により確認していただくことができます。なお、固定資産の価格は毎年3月31日までに決定されます。

6 納期

固定資産税は、市役所から送付する納税通知書(納付書)により、通常5月・7月・9月・12月の4回に分割して納付していただくこととなります。なお、納税には便利な口座振替・自動払い込みをご利用できます。詳しくは、豊中市税務管理課(TEL06-6858-2170)へお問い合わせください。

7 国税との取扱いの違い

償却資産に対する課税上の取扱いを国税と比較すると以下のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率(耐用年数省令別表第七)と同じ	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却、割増償却	×	○
増加償却の制度	○	○
改良費(資本的支出)	区分評価	原則は区分評価(合算評価の特例あり)
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで

4 申告書などの記入方法

1 この申告書の用途

この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法第383条の規定により、市長へ償却資産の申告をする場合に使用するものです。

償却資産の申告については、次の3種類を送付しています。

- ①「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」…正、副
- ②「種類別明細書(増加資産・全資産用)」…提出用
- ③「種類別明細書(減少資産用)」……………提出用

①については、正(提出用)、副(控用)となっていますので、「正」を豊中市へ提出してください。

郵送で提出される方で、受付後の申告書「副」の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

②③については、足りない場合はコピーしてください。また、控用が必要な場合もコピーを取って保管願います。

② 記入要領

「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記入方法については、以下のとおりです。
下記以外の項目については、8ページをご覧ください。

欄	記入の仕方	留意事項	
8 短縮耐用年数の承認	法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方に○をつけてください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。	
9 増加償却の届出	法人税法又は所得税法の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方に○をつけてください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。	
10 非課税該当資産	地方税法第348条第2項に規定される、非課税に該当する資産の有無について、該当する方に○をつけてください。	非課税に該当する資産については、別途書類の提出が必要です。(6ページ参照)	
11 課税標準の特例	地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定される、特例適用資産の有無について該当する方に○をつけてください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出が必要です。(5ページ参照)	
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法の規定又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方に○をつけてください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。圧縮前の取得価額としてください。	
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方に○をつけてください。		
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方に○をつけてください。		
18 備考	添付書類の名称や、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。		
取得価額	(イ)前年前に取得したもの	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この額は前年度の申告書の(二)欄の額と同じです。
	(ロ)前年中に減少したもの	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
	(ハ)前年中に取得したもの	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
	(ニ)計	(イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	

「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」の各欄の記入方法については、9～10ページをご覧ください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)記入例

◎太枠内を記入してください。
◎印字内容に誤り・変更などがあれば、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

12桁又は13桁の番号を右詰めで記入してください。

事業の種類を具体的に記入してください。

豊中市内の事業開始年月を記入してください。

経理を委託している税理士などの氏名と電話番号を記入してください。

住所(又は納税通知書送付先)を記入してください。屋号(店名)があれば記入してください。

氏名又は法人の名称・ふりがなを記入してください。
※償却資産を共有されている場合は、所有者全員の連名で申告してください。

前年前に取得した資産で、種類別の取得額の合計額(前年度の申告書の計(二)の欄)のことで。なお、前年度までに申告されている方は、その内容を印字してすでに印字されている数値が異なる場合は訂正してください。

令和6年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

令和6年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

◇償却資産を所有していない場合 → 「1. 該当資産なし」
◇事業所を閉鎖・解散などされた場合 → 「3. 閉鎖・転出」
◇事業所を休業などされた場合 → 「4. その他」

受領印		令和7年度		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		正		※所有者コード	
大阪府 豊中市長あて 〒560-0021		個人番号又は法人番号 123456789012		短縮耐用年数の承認 有・(無)		8 短縮耐用年数の承認 有・(無)		123456789	
豊中市本町〇-〇-〇		事業種目 電子部品製造・販売		昭和三十二年12月		9 増加償却の届出 有・(無)			
豊中製作所		事業開始年月 昭和三十二年12月		10 非課税該当資産 有・(無)		10 非課税該当資産 有・(無)			
豊中 希		経理担当 豊中 太郎		11 課税標準の特例 有・(無)		11 課税標準の特例 有・(無)			
氏名		この申告に係る所有者の氏名及び氏名		12 特別償却又は圧縮記帳 有・(無)		12 特別償却又は圧縮記帳 有・(無)			
代表者の氏名		氏名		13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 ④・(無)		13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 ④・(無)			
資産の種類		取得価額		14 償却方法		14 償却方法			
前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		① 新手里業時②③④		① 新手里業時②③④			
1 構築物		300,000		5,000,000		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		中校塚〇丁目〇〇	
2 機械及び装置		1,700,000		850,000		16 借入資産 (有・無)		(株)〇〇リース	
3 船舶						17 事業所用家屋の所有区分		自己所有 (借家)	
4 航空機						18 備考(添付書類等)		決算期 ()	
5 車両及び運搬具		908,000		500,000		19 償却標準額(ト)			
6 工具器具及び備品		358,000		1,050,000		償却標準額(ト)			
7 合計		2,358,000		10,400,000		償却標準額(ト)			
1 構築物		1,708,000		1,350,000		償却標準額(ト)			
2 機械及び装置						償却標準額(ト)			
3 船舶						償却標準額(ト)			
4 航空機						償却標準額(ト)			
5 車両及び運搬具						償却標準額(ト)			
6 工具器具及び備品						償却標準額(ト)			
7 合計						償却標準額(ト)			

国税申告状況に関して、該当する方に〇をつけてください。

豊中市内における資産の所在地を記入してください。すでに印字されている所在地と異なる場合は訂正してください。

借入資産の有無について該当する方に〇をつけてください。借入資産(土地・家屋以外)がある場合は、貸主の名称などを記入してください。

事業所用家屋の所有区分について、該当する方に〇をつけてください。

◎太枠内を記入して下さい。

種類別明細書 (増加資産・全資産用) 記入例

◎初めて申告される方は、令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産を記入してください。
 ◎昨年度に申告された方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産 (同期間中に移動又は除却した資産を除く) を記入してください。

令和 7 年度		所有者コード		資産の名称等		取得年月		取得価額		耐用年数		減価償却率		価額		課税標準額		所有者名		
123456789		123456789		(増加資産・全資産用)		種別別明細書		豊中 希		校のうち		校のうち		校のうち		校のうち		校のうち		
資産の種類	資産コード	資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準額	所有者名	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち	校のうち
1	000000000001	内装工事	141510	5,000,000	10	0.0														
2	000000000009	コンプレッサー	14185	3,500,000	10	0.0														
3		切断機	14278	850,000	10	0.0														
4	000000000030	エアコン	3516	300,000	6	0.0														
5		パソコン	1564	300,000	2	0.0														
6		事務机	3567	200,000	8	0.0														
6		コピー機	1554	250,000	5	0.0														
小計			77	10,400,000																

【資産の種類】
 1…構築物
 2…機械及び装置
 3…船舶
 4…航空機
 5…車両及び運搬具
 6…工具、器具及び備品

【資産コード】
 新規取得資産については、資産コードを記入する必要はありません。

【資産の名称等】
 資産の名称・規格などを記入してください。

【増加事由】
 1…新品取得
 2…中古品取得
 3…移動による受入
 4…その他

【摘要】
 申告の内容に修正がある場合は、その理由を記入してください。また、課税標準の特例がある資産については、その内容を記入してください。

【耐用年数】
 原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。(減価償却資産の耐用年数に関する省令別表) 省令改正による耐用年数の変更を申告する場合は、摘要欄に"省令改正"と記入してください。

【取得価額】
 資産を取得するために要した費用(引取運賃、保険料、手数料、据付費などの付帯費を含む)を記入してください。
 ※圧縮記帳は地方税法上認められません。

【取得年月】
 資産を取得した年月を記入してください。年号は、下記から対応する番号を記入してください。
 1…明治 2…大正 3…昭和
 4…平成 5…令和

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印をつけてください。

種類別明細書(減少資産用)記入例

◎前年前に取得したもので、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産を、「令和7年度償却資産種類別明細書」にもとづいて記入してください。

令和 7 年度

所有者コード	
123456789	

種類別明細書(減少資産用)

資産の種類 番号	資産コード	資産の名称	等級	取得年月		取得価額 千円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2減価 3移動 4その他	所有者名	枚のうち 枚
				年 号	月						
01	000000000005	看板		1	4	5	4	300,000	10	豊中 希	
02	000000000013	加工機		1	4	16	3	1,700,000	11		
03	000000000022	応接セット		1	4	30	1	158,000	8		
04	000000000030	エアコン		2	5	1	6	200,000	6		
05											
06											
07											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
小計										5	2,358,000

第二十六号様式別表二 (提出用)

該当する番号に○をつけてください。

該当資産が減少した事由のうち、「3移動」については受入先を、「4その他」については具体的な事由を記入してください。また、減少事由に適って必要事項を適宜記入してください。

申告年度は記入する必要はありません。

売却、廃棄、市外へ移転などにより資産が減少した場合は、「償却資産種類別明細書」に記載されているとおりに転記してください。
また、資産の一部が減少した場合は、減少した数量と取得価額を記入してください。

固定資産税では、減価償却における耐用年数が過ぎたものでも、実際に事業に使用している限りは減少資産となりませんので、ご注意ください。

豊中市では地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告・申請サービスを行っています。申告データの作成など具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください。

地方税共同機構

ホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp>

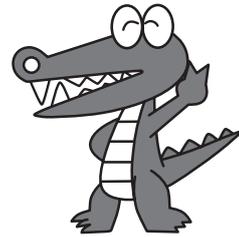
eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019
受付 9:00～17:00(土・日・祝祭日と12/29～1/3は除く)

提出前にご確認をお願いします

- 申告書に連絡先は記入されていますか？
- 申告書に資産の所在地は記入されていますか？
- 申告書に個人番号又は法人番号の記入はありますか？
- 申告書に所有者コードの記入はありますか？
- 申告書控用「副」が必要な場合、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？
(控用「副」には個人番号を記入しないでください)
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 特例・非課税該当償却資産がある場合、必要な書類を添付していますか？

確認してね!



申告書の提出・お問い合わせ先

豊中市 固定資産税課 償却資産担当

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階)
TEL 06-6858-2144(直通) FAX 06-6842-2797
ホームページアドレス <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kotei/shikumi/syoukyaku-honnbunn.html>

豊中市 償却資産

検索



〒561-8501
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 固定資産税課
償却資産担当 行

償却資産申告書在中

左記ラベルを切り取ってご利用ください。